

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、上記避難後も１年以上にわたって定期的に上記自宅及び親族宅への一時立入り（１か月に二、三回立ち入るとともに、上記自宅に１回二、三泊程度滞在した。）を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害（２０万円）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X１及び同X２（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

１ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- (1) 一時立入費用（交通費） 金８１，７８３円
（期間 平成２３年３月１８日から平成２４年８月３１日まで）
- (2) その他費用（ペット預け費用） 金８０，０００円
（期間 平成２３年３月１８日から平成２４年８月３１日まで）
- (3) 自主的避難等にかかる損害（申立人X２分）金２００，０００円
（第五次追補第３指針V）
（期間 平成２３年４月２３日から平成２３年１２月３１日まで）

２ 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金３６１，７８３円の支払義務があることを認める。

３ 支払方法

（省略）

４ 清算条項

申立人らと被申立人は、第１項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

５ 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月1日

（仲介委員 新庄 健二）